

2013年9月

ミャンマー、近く商標法施行の予定

付：マドリッド・プロトコル新加盟国

最近政情が安定し国際経済関係が自由化されつつあるミャンマー（旧ビルマ）のこれまでの商標保護制度はきわめて不完全なものでした。同国は以前イギリスの植民地であったことから Common Law 的な考え方が支配的であり、先に使用された商標が保護されるという原則のため、登録制度といっても現地発行の日刊紙上に「当社は商標〇〇の所有者であり、これを△△年以來ミャンマーにおいて商品□□につき使用している」旨の広告を掲載し、その上でその事実を記載した宣誓書を登記役所（Office of the Registration of Deed）に登録する、といった制度でした。即ちこれまでは特許庁や商標局はなく、また商標の出願、審査といった制度はまったくありませんでした。

しかし同国が 1994 年に WTO に、また 1997 年に ASEAN に加盟したことを契機として知的財産法の制定が検討されてきましたが、今般ようやく商標法の検討が本年末には完了する見込みとなり、併せて知的財産局も新たに設立される予定となりました。まだ詳細は不明ですが、施行が見込まれる新商標法の概要を下記の通りご紹介いたします。なお施行予定日は未詳です。

保護対象とされる商標の範囲 商品商標、サービスマーク、団体商標、証明商標、シリーズ商標、音響商標、香匂商標、触感商標、色彩商標など

商品分類 1 出願多区分出願可能。国際分類が採用される見込み。

審査 先願主義を採用、実体審査がなされる見込み。

異議申立 公告後 30 日（在外人は 60 日）以内に異議申立可能。

登録存続期間 出願日から 10 年。更に 10 年ずつ更新可能。

使用許諾 特許庁への登録が必須。

不使用取消制度 3 年間の不使用は登録取消理由となる。

経過規定 現行制度で既に登録されている商標登録は、新法により再出願されるか否かに関わらず、新法施行日から 3 年間は有効とされる。その 3 年以内に新法による再出願がなされないときはその効果は失われる。その再出願については審査がなされる。

助言 現行制度による商標登録の効果が新法施行後 3 年間は有効とされることもあり、未登録商標があれば新法施行を待つことなく現在の制度により登録されることをお勧めする。

（出典：Tilleke & Gibbins 法律特許事務所ニュースレター）

付：マドリッド・プロトコル新加盟国

最近のマドリッド・プロトコルの加盟国（加盟日）をご紹介します。なお新加盟国中インドとフィリピンは、加盟日以前に発効した国際登録についての事後指定国とすることはできませんのでご注意ください。またチュニジアは現時点では正しくは加盟予定です。

フィリピン（2012-07-25）、コロンビア（2012-08-29）、ニュージーランド（2012-12-10）、メキシコ（2013-02-19）、インド（2013-07-08）、ルワンダ（2013-08-17）、チュニジア（2013-10-16）

以上